## 錦江町農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 平成23年7月25日(月)午後3時から
- 2、開催場所 錦江町本庁 2階庁議室
- 3、出席委員(20人)

会長 宿利原 勝吉 会長代理 近川 正人 鈴 一磨 2番 3番 東郷 輝昭 木原 光郎 4番 厚ケ瀬 博文 5番 黒瀬 正 6番 牧原 昇 7番 鍋康博 8番 樋渡 俊信 9番 平原 榮 10番 貫見 和洋 12番 鮫島 廣幸 13番 猪鹿倉 昭雄 14番 落司 順一 15番 畠中 正秋 16番 寺田 郁哉 17番 安水 義文 18番 徳永 哲朗 19番 基 岸澄 20番

事務局職員 松元 辰朗 事務局長 折久木 まり子 書記 中野 好太郎 書記

- 4、会長あいさつ
- 5、議事
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 附議事項
    - 議案第12号 農地法第3条許可申請についてについて
    - 議案第13号 農地法第4条許可申請についてについて
    - 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用 集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について
    - 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用 集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について
  - 議 長 只今より平成23年度第4回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。
    - 本日の総会の出席は全員出席となっています。錦江町農業委員会会議規則第8条の規定 により総会は成立しております。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員なし。

議長 - それでは異議はないということですので、1番の近川 正人委員と2番の鈴 一磨委員 を指名いたします。

宜しくお願い致します。

それでは、会務報告について事務局から報告と説明をお願いします。

事務局 会務報告と説明

議 長 J 只今の会務報告について、何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員 | 発言なし

議 長 ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。 それでは附議事項に入ります。

議案第12号 農地法第3条許可申請について提案します。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請 受付番号7号 譲渡人は、K・MさんU自治会の方です。 経営規模は、自作地1,684㎡、譲渡理由は贈与となっています。

│ 申請地は、田代麓高田山5120−10、地目の台帳は畑、現況は田、地積は943 ┃㎡。

次に、田代麓高田山 5 1 2 0 -1 2 、地目は台帳現況とも田、地積は 7 4 1 m です。譲受人は、T · E さん 5 4 歳でU自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地23,861㎡となっています。譲受理由は受贈ということです。

農地の取得要件については、錦江町の別段に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の装備については、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機等の農業機械を 所有されています。

農作業従事については、年間従事できるような記載があります。

農地の全部利用等の取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。 調査委員は、20番の基委員にお願いします。

議長基準

基委員調査報告をお願いします。

20番 基委員 20番ご報告致します。K・Mさんは、郵便局員として岸良に長いこと勤めていらっしゃいました。退職されまして16年間内之牧の方で生活されております。K・Mさんの娘さんは、T・Eさんの奥さんであります。そのような関係で贈与と受贈という関係になります。7月21日に事務局と現地調査をしましたが、現地はでんしろうの森の国道448の道路向かいであります。

Ⅰ 取得要件は満たしており綺麗に整備され、良く耕作されていました。受贈ということで よ別に問題ないと思います。宜しくお願いします。

議長

議長

全委員

■ 調査報告頂きましたが、質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 なし。

無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。 はい。

議 長 農地法第3条許可申請 受付番号7号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議長

全員賛成ですので農地法第3条許可申請 受付番号7号は許可することに決定しました。

議案第12号を終わりまして、議案第13号農地法第4条許可申請に入ります。説明を お願いします。 事務局

農地法第4条許可申請、受付番号2号について説明いたします。

■ 申請人は、H・YさんでY自治会の方です。申請地は田代麓川原迫1335-1、地目は台帳が田、現況は原野、地積は865㎡。

次に田代麓川原迫1336-2、地目は台帳が田、現況は原野、地積は998㎡となっています。

転用目的は、畜舎と堆肥舎を建設されるとのことです。

位置図は、5から6ページのに記がしてあるところです。字図が7ページにありますが申請地と示した処です。配置図が8ページにありますが、建屋等の配置が示されています。9ページには、平成23年度畜産基盤再編総合整備事業肝属なんぐう地区の補助金内示通知書の写しが付けてあります。

農地の区分については、農振地内の農用地外となっています。

調査委員は、9番の樋渡委員ということでお願いがしてあります。

議長

樋渡委員調査報告をお願いします。

9番 樋渡委員

調査報告を致します。7月21日に貫見委員と事務局と共に現地調査を行いました。 現地は、6ページにありますように、岩崎集落センターから入ったところの川原迫とい う場所です。現地は南北に杉山があり、西側には養豚施設が建っています。東側には原野 と道路を挟んで南部開発地が広がる処です。このような地形であることから、申請地の周 囲は10ha以上の一段の農地とつながっておらず、農地区分では、2種農地のその他の |農地になるのではと思われます。

| 申請者のH・Yさんは、これまで田代地区内の耕作放棄地を飼料畑や水稲などに再生してきており、今回畜産基盤再編総合整備事業で畜産事業を本格的にされるものでありま | す。農業後継者も研修を終了して、今回この事業から畜産業に就業するということですの | で、今後田代地区の畜産業に活気が出てくるものと感じます。

一今回の転用は現況が原野となっている農地でありますので、この事業を積極的に進めして、これまでの農地の規模拡大等の努力を大いに評価して成功されることを望むものであります。

↓ 農地の転用については、2種農地のその他の農地として判断できますので何ら問題ない ↓ のではないかと思います。

議長

調査報告を頂きましたが、質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

鈴委員 直接関係は無いかも知れませんが、頭数の規模は何頭ぐらいの規模になるのですか。

樋渡委員 ¦

まずは30頭から入るそうです。

議長 | 他

他にありませんか。

全委員

なし。

議長

無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員

はい。

議長

農地法第4条許可申請 受付番号2号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員

(全委員举手)

議長

全員賛成ですので農地法第4条許可申請 受付番号2号は意見書を付して県知事へ進達することに決定しました。

議案第13号を終わりまして、議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画所有権移転の錦江町長に対する要請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用計画所有権移転の受付番号3号について説明します。

| 譲渡人は、鹿児島県地域振興公社であります。申請地は、城元中鳥井1239-1、地 |目は台帳現況とも田、地積は723㎡です。

譲受人はT・MさんR自治会の方です。経営規模は世帯員3、労働力3、自作地は18,279㎡、小作地11,508㎡で露地野菜や水稲の複合経営を営んでいらっしゃいます。

調査員は、4番の木原委員にお願いしたいと思います。

議長 木原委員調査報告をお願いします。

4番

はい、4番報告致します。T・Mさんは、Y・Mさんの息子さんでありまして、R自治 木原委員 | 会で事務局からありましたとおりネギ、バレイショ、スナップインゲン等の野菜を中心に 経営されております。ここにありますとおり自作地、小作地も多くR自治会では露地野菜 関係では1番の篤農家であると思います。現在認定農業者でもあり40歳代の前半の若さ ■のある農業経営者であります。錦江町の基本構想に備えるべき要件は全て満たしていると |思われますので何ら問題はないかと思います。以上です。

→ ありがとうございました。只今から質疑に入りたいと思います。質問あるいは、異議あ 議長 |る方は挙手して出して頂きたいと思います。

落司委員 I さんのあの農地ですか。

木原委員 | そうです。もと営林署があった処から入ったところです。

全委員 | なし。

ないようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。 議長

全委員 はい。

農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画所有権移転の 議長 錦江町長に対する要請について、賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員举手)

議長

全員賛成ですので農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積 計画所有権移転の錦江町長に対する要請について受付番号3号は原案のとおり決定しまし た。

議案第14号を終わりまして、議案第15号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の 規定による農用地利用集積計画利用権の設定の錦江町長に対する要請について提案いたし ます。説明をお願いします。

事務局

【 それでは議案第15号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利 一用集積計画利用権の設定の錦江町長に対する要請について受付番号59号から71号まで を提案します。

受付番号59号と60号の貸人は、M·Kさん神奈川県の方です。

申請地は、城元迫ノ前1559、地目は田、地積は508㎡。

次に城元迫ノ前1560-1、地目は田、地積は743㎡となっています。

期間は、平成23年8月1日から平成28年12月14日まで、小作料は使用貸借とい うことでありません。

借り人は、H・HさんM自治会の方です。

経営規模は、自作地11,018㎡、小作地22,068㎡で水稲を中心に露地野菜の |複合経営をされています。農業機械もトラクター、コンバイン、乾燥機、田植機、管理 機、トラックなど農業機械を装備されています。

調査委員は、7番の牧原委員となっています。

次に61号の貸人は、M・FさんK自治会の方です。

申請地は、城元宮下1538、地目は田、地積は195㎡。

期間は平成23年8月1日から平成28年12月14日まで、小作料は米30kg1俵と なっています。

借り人は、T・FさんK自治会の方です。

経営規模は、自作地26,486㎡、小作地11,212㎡で茶と野菜等の複合経営の |農家であります。Fさん夫婦と息子さん夫婦の家族4人の家族経営で、年間300日の従 事日数が記載されています。農業機械については、トラクター、軽トラック、動噴、防除 機などの機械を装備されています。

調査員は、4番の木原委員にお願いします。

次に受付番号62号から64号の貸人は、F·NさんT自治会にお住まいです。

申請地は、神川下牧945、地目は畑、地積は1,141㎡。

次に、神川下牧946、地目は畑、地積は1、200㎡。

次に、神川下牧947-1、地目は畑、地積は1、270㎡となっています。

期間は平成23年8月1日から平成28年12月14日まで、小作料は全部で120, 000円となっています。

借り人は、K・IさんT自治会の方で製茶業を営んでいらっしゃいます。

経営規模は、自作地20,625㎡、小作地6,367㎡で茶専業農家です。農業機械 は、製茶機械一式、トラクター、トラックなど一連の機械を装備されています。

現地調査につきましては、担当委員は未定でしたので事務局の方で確認しております。 農地の利用状況については、全ての農地を茶として管理されています。

農業従事については、専業農家として茶の栽培から加工までの一連の農業を年間通じて従事されています。

■ 意欲と能力については、錦江町の茶業振興に青年部として積極的にかかわり、意欲と能力を兼ね備えていると認められます。

以上のような要件を備えている農業者であるので何ら問題ないと思います。

次に受付番号65号の貸人は、T・EさんでE自治会の方です。

申請地は田代麓中渡瀬1584-1、地目は田、地積は561㎡です。

期間は平成23年8月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当り5,000円となっています。

借り人は、K・KさんでS自治会の方です。

経営規模は、自作地はございません。小作地15,291㎡で、甘藷や水稲などの複合経営を営んでおり、農業従事日数280日、労働力は1、農業機械はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、芋掘取機などを揃えていらっしゃいます。

調査委員は、9番の樋渡委員にお願いします。

次に受付番号66号から68号の貸人は、Y・HさんH自治会にお住まいの方です。

申請地は、田代川原上ノ平原3815-3、地目は畑、地積は736㎡。

次に、田代川原上ノ平原3817-4、地目は畑、地積は746㎡。

次に、田代川原上ノ平原3818-3、地目は畑、地積は948㎡です。

借り人は、S・KさんE自治会の方で、肉用牛の専業農家です。

経営規模は、自作地19,070㎡、小作地8,693㎡、農業従事日数が280日、 労働力1、農業機械はトラクター、トラックが記載されていますが、この他にも畜産で使 用する農業機械を所有されているものと思います。

調査委員は、1番の近川委員にお願いします。

次に受付番号69号と70号の貸人は、K・MさんS自治会にお住まいの方です。

申請地は、馬場古村4505-2、地目は畑、地積は273㎡。

次に馬場上永江5623-2、地目は田、地積は649㎡です。

↓ 期間は平成23年8月1日から平成32年12月14日までとなっています。10a当
↓たり1,000円で設定されています。

借り人は、K・MさんS自治会の方で、タバコを中心に経営されています。

【 経営規模は、自作地19,041㎡、小作地16,924㎡、農業従事日数が300 【日、労働力2、農業機械はトラクター、AP-Ⅰ、管理機等が記載されています。 【 調査委員は、2番の鈴委員にお願いします。

次に受付番号71号の貸人は、F・NさんT自治会にお住まいの方です。

申請地は、神川輪呂ケ尾1150-2、地目は畑、地積は5,156㎡の内2,700㎡です。

期間は平成23年8月1日から平成28年12月14日までとなっています。小作料は108,000円となっていますす。

借り人は、S・KさんH自治会の方で、茶を中心に経営されています。

経営規模は、自作地54,002㎡、小作地14,518㎡、農業従事日数が300日、労働力4、雇用が60日記載されています。農業機械はトラクター、トラック、管理機等が記載されています。

調査委員は、20番の基委員にお願いします。

議 長 それでは、牧原委員から調査報告をお願いします。

7番

59号60号の説明を致します。M・Kさんは神奈川県にお住まいで、こちらには誰も 牧原委員「いらっしゃいません。親戚がいらっしゃるだけです。ここの田は、農地利用状況調査で I回った時に草が繁茂しており、荒廃しており、上の方の1559番の508㎡は私の方で |草を刈って綺麗にしましたが、Hさんに話をしたらぜひ作らせてくれということでした。 Kさんは小作料金はいらないと、作って頂けたら、荒らさなければ良いということで、小 「作料も無いというかたちでHさんの方にお願いしました。

Hさんも快く引き受けてくださいまして、既に飼料米を植えられており問題ないと思いま

■ Hさんにつきましては、事務局の説明通り何ら問題ないと思います。宜しくお願いしま

4番 木原委員

受付番号61号につきましては、T・Fさんが耕作されている隣接地でありまして、畦 は取り払ってもよいという約束をして耕作をしたいということであります。

▼ T・Fさんは、64歳でありまして、事務局からありましたとおり後継者もおり、現在 |茶を中心に3町7反ぐらい耕作されておりK自治会の篤農家でもあります。こちらも町の 基本構想に備えるべき要件は全て満たしていますので、何ら問題はないと思います。

11番 宿利原委 員

次のIさんの分は、先ほど事務局から説明しましたが、私の方から報告します。

I さんは、ご存じのとおり I 課長の息子さんで茶を一生懸命行っています。茶の青年部 長としても頑張っておりますので何ら問題ないのではと思います。

9番

それでは65号を説明いたします。T・Eさんは高齢で90歳ぐらいの方です。この農 樋渡委員 地は昨年まで契約外小作で作っていたのですが、その方が亡くなられて今回誰か探してく ださいということでありました。このような5,6畝という農地はなかなか作り手がいな Iいので見つけることも大変だと思っていましたが、幸いKさんが作ってくださることにな りました。Eさんはただでもいいというようなことでしたが、Kさんが10a当たり5, 000円ということで上がったところです。

■ Kさんは、常雇として若い人を雇っていらっしゃいます。私の地域内で1町歩ぐらいは 利用権設定を行っており、今後も良好な農地があれば規模拡大をしていきたいという希望 を持っている方でした。農地の管理もしっかりなされています。何ら問題はないということで私は喜んでいるところでございます。以上です。

それでは66号から68号までです。S・Kさんですが、町の基本構想の全ての要件は 近川委員「満たしております。畜産を中心に生産牛と肥育牛をされておりますが一生懸命取り組んで |おられます。何ら問題はないと思います。以上です。

2番 鈴委員

69号と70号ですが、これは親子関係でございまして農業者年金で経営移譲されてい **【る方でございまして、地積調査でこれだけ残っていたということで上がってきたものであ** ります。

K・Mさんは、認定農業者でございますし、常時農業に従事されておりまして農地の利 【用状況も良く管理をされております。

何ら問題はないと思われますので、宜しくお願い致します。

20番 基委員

71号を説明いたします。F・Nさんは、高齢者でKさんに利用権設定をするというこ 1とです。

私の方は受け手のKさんの方を中心に話をしていきたいと思います。Kさんは茶工場を 経営する専業農家でございます。認定農業者でもありますし、大原地区の公民館長もな |さっておられます。年齢は54歳で頑張っている農業者であります。 このようなことで専業の農家です。以上です。

議 長 I 只今、調査報告がありましたが、質疑を受けたいと思います。何かございませんか。

黒瀬委員

59号と60号の案件ですが、飼料米ということですが今飼料米が入っているのです。 」かる。

事務局

入っている量は分かりませんが、Hさんは結構栽培されていると聞いています。

黒瀬委員

場所はどのあたりですか。

事務局

K自治会に茶工場がありますが、茶工場の向かい側です。

落司委員! 飼料米には除草剤もまかないですね。

黒瀬委員! 虫は出ないですか。

平原委員! ほとんど出ないと思います。ワラだけです。

黒瀬委員 - それで1等米が少ないということでカメムシの被害が多くなっています。

落司委員 それは食用でしょう。

黒瀬委員 だから飼料米についても、ある程度の農薬散布をしなければ近隣に影響があります。

落司委員 前料米は相当入ってきていますが、虫は付かないようですよ。

黒瀬委員 | 私のところの自治会では、飼料米についても薬剤散布を行わなくては1等米の出が悪いといわれ、近隣についてはそのような話もあります。早期水稲については昔から薬剤は散布しなくても出来るといわれていました。しかし1等米の出が悪いといわれます。

落司委員! 食用には、農薬は散布しています。

猪鹿倉委員 田代の場合は、契約で無農薬の栽培をしています。1等米が少ないことはあります。減 農薬の場合はある程度農薬をかけて1等米が出ますが、無農薬の場合は等級は悪いです。

議長 牧原委員、Hさんの田に飼料米が植えられるといういことで質問がある訳ですが、説明することがありましたら。

牧原委員 | 飼料米に何か問題があるのですか。

事務局 | 飼料米をいっぱいされているのですかということです。

牧原委員 - はい。されています。新しい品種を約4反近く飼料米を栽培されています。

事務局 : それで1等米の出が悪いが、その管理について少し心配をされているところです。

牧原委員 管理については良く管理されています。あそこの周りはハウスですので、周りの田に迷惑になるような場所ではないし、苦情が出たというようなことも聞いたことはありません。

議長 只今出た質問については、この件は農地の貸し借りの問題ですので、その問題は農協などで解決していく問題ではないでしょうか。

事務局 農政の方に飼料米と普通のうるち米のすみ分けとかやり方については、どのようになっているのか水田担当者には繋いでおきますので、周辺農家が大変迷惑するような状態であればそれなりにある程度の指導は必要と思われます。

黒瀬委員 会長は言われましたが、周辺の田があれば内容的にもそこまで(審議)すべきでしょう。 合後はただ貸し借りの中だけで捌かれるものか。初めてこのような飼料米が作付される中で今後どのようになるかわからない訳ですが、カメムシの影響で近隣の田に出ないような 指導が必要ではないですか。

等委員 今の問題は、農協の技術員とか技連会なりそのような場で議論すべき話であって、農業委員会がそこまで解決できるものでもないし、農業委員会ももちろんタッチはしなければいけないでしょうが、会長が言われましたようにこの場合は農地の貸し借りの問題であり、その後の技術的な問題は、別に考えていくべきであってそのような場を農協の技術員が創っていかなければならない立場ではなかろうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

牧原委員 私たちも最初から隣の農家から苦情が来るのであれば、考え直さなければいけないでしょうが、実際そこらは何も作って病気が出てくればそれなりにドリフトの問題も出ていますので、だからそれらはそれ以後でないと、最初からそれらの事をやってしまうと貸し手借り手はいなくなるのではという状況が出てきますので、それは後のことでいいのではないかと思います。

近川委員 : 先ほどから出ていますように技連会など役場、農協など今後の課題としてはいかがです hか。

平原委員 貸し借りの問題は、そこまで突っ込んで行けばおかしくなってくるのではないでしょうか。

牧原委員 | だから何を植えるのか。そこまで行くと貸せられなくなります。

議 長 貴重な意見をありがとうございました。只今の意見を参考にして進めたいと思います。 他にありませんか。

全委員 発言なし

議長 ないようですが質疑を打ち切って採決に入ってもよいですか。

全委員 はい。

議長 それでは、受付59号から71号まで賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員賛成ですので、受付番号59号から71号までは原案のとおり決定しました。

以上で議案第15号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用 集積計画(利用権の設定)の錦江町長に対する要請についてを終わります。

以上で本日の付議事項を終了いたします。

会長

1番

2番

議事録調整者 折久木まり子